

第4部 參考資料

1 大阪市における障がい者の状況

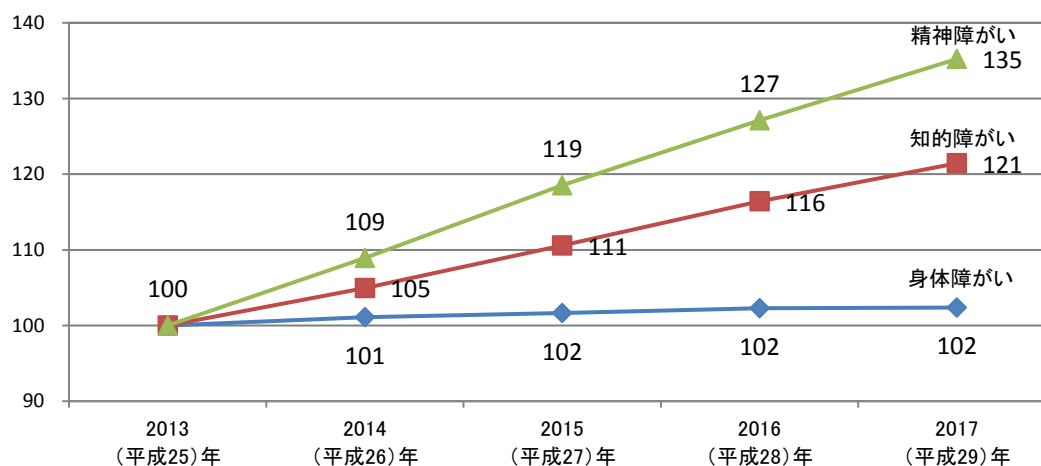
(1) 障がい者手帳所持者数の推移

		2013 (平成25)年	2014 (平成26)年	2015 (平成27)年	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年
大阪市人口		2,674,028人	2,674,629人	2,682,972人	2,694,610人	2,704,557人
手 帳 所 持 者 数	身体障がい	134,233人	135,730人	136,421人	137,293人	137,414人
	対人口比	5.02%	5.07%	5.08%	5.10%	5.08%
	平成25年を 100とする指数	100	101	102	102	102
	知的障がい	20,552人	21,569人	22,725人	23,925人	24,958人
	対人口比	0.77%	0.81%	0.85%	0.89%	0.92%
	平成25年を 100とする指数	100	105	111	116	121
	精神障がい	23,396人	25,486人	27,731人	29,741人	31,637人
	対人口比	0.87%	0.95%	1.03%	1.10%	1.17%
	平成25年を 100とする指数	100	109	119	127	135

※大阪市人口は各年4月1日現在、手帳所持者数は各年3月末現在。

出典：大阪市推計人口、大阪市福祉局・健康局

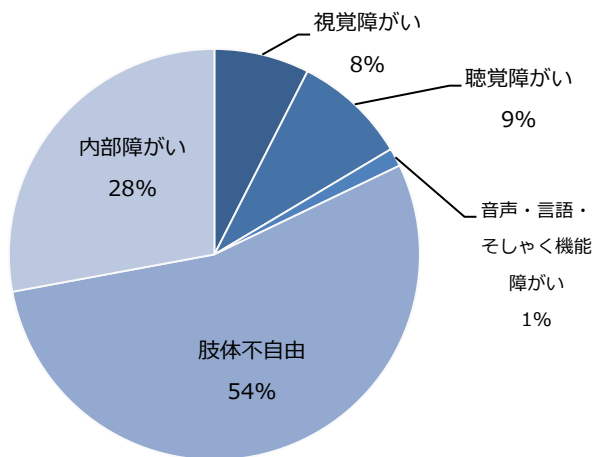
平成25年を100とする指数の推移



(2) 障がい別の状況

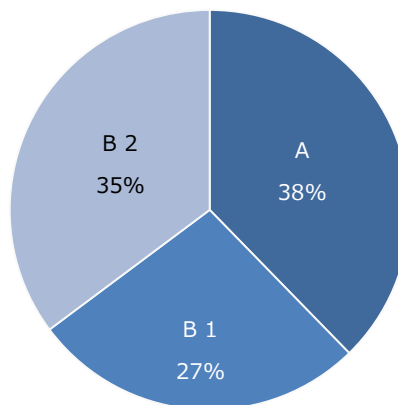
○ 身体障がい者手帳所持者

種別	人数
視覚障がい	10,293 人
聴覚障がい	12,300 人
音声・言語・そしゃく機能障がい	1,983 人
肢体不自由	74,489 人
内部障がい	38,349 人
合計	137,414 人



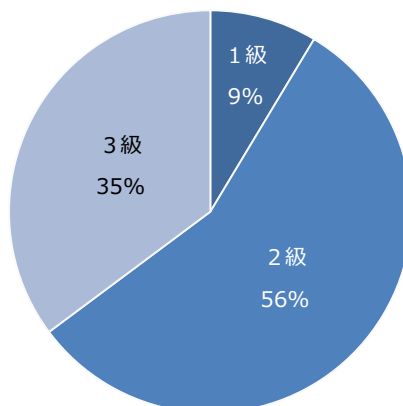
○ 療育手帳所持者

程度	人数
A	9,410 人
B 1	6,761 人
B 2	8,787 人
合計	24,958 人



○ 精神障がい者保健福祉手帳所持者

等級	人数
1級	2,727 人
2級	17,776 人
3級	11,134 人
合計	31,637 人



※手帳所持者数は 2017（平成 29）年 3 月末現在。

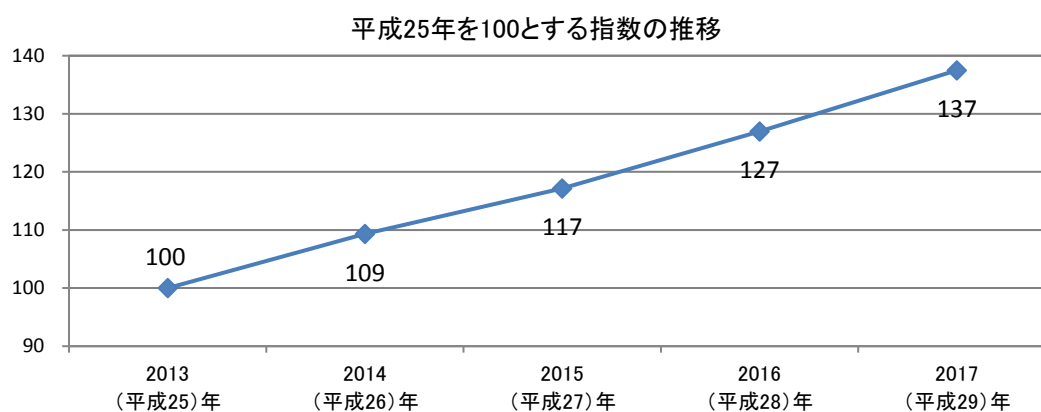
出典：大阪市福祉局・健康局

(3) 障がい福祉サービス利用者数の推移

	2013 (平成25)年	2014 (平成26)年	2015 (平成27)年	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年	
利用者数	16,429人	17,961人	19,247人	20,861人	22,589人	
平成25年を 100とする指数	100	109	117	127	137	
障 が い 支 援 区 分	区分なし	2,189人	2,593人	3,020人	3,571人	4,018人
	区分1	681人	756人	684人	536人	401人
	区分2	2,468人	2,806人	2,960人	3,169人	3,446人
	区分3	3,491人	3,807人	4,129人	4,338人	4,611人
	区分4	2,575人	2,679人	2,890人	3,148人	3,493人
	区分5	2,022人	2,107人	2,188人	2,418人	2,643人
	区分6	3,003人	3,213人	3,376人	3,681人	3,977人
年 齢 区 分	18歳未満	7人	15人	7人	12人	14人
	18歳以上 40歳未満	5,339人	5,642人	5,917人	6,297人	6,686人
	40歳以上 65歳未満	9,679人	10,598人	11,336人	12,202人	13,314人
	65歳以上	1,404人	1,706人	1,987人	2,350人	2,575人

※国保連合会報酬請求データ（各年4月請求分）

出典：大阪市福祉局



2 第4期障がい福祉計画の進捗状況

(1) 成果目標

事項	単位	2015 (平成 27) 年度実績	2016 (平成 28) 年度実績	2017 (平成 29) 年度目標
施設入所者の地域移行	人	累計 120	累計 164	累計 238
施設入所者数	人	1,344	1,348	1,361
入院後 3 か月時点の退院率	%	63.2	61.4	64.0
入院後 1 年時点の退院率	%	91.5	91.0	91.0
在院期間 1 年以上の入院者数	人	2,350	2,253	2,260
福祉施設からの一般就労	人	510	606	680
就労移行支援事業利用者数	人	840	996	829
就労移行率 3 割以上の 就労移行支援事業所の割合	%	43.4	40.2	50.0

(2) 障がい福祉サービス等の見込量と進捗状況

サービスの種類	単位	2015 (平成 27)		2016 (平成 28)		2017 (平成 29)
		計画	実績	計画	実績	計画
訪問系サービス及び短期入所						
居宅介護	人/月	9,947	9,483	10,942	10,353	12,036
	時間/月	216,841	201,709	238,525	216,388	262,378
同行援護	人/月	1,214	1,211	1,287	1,283	1,360
	時間/月	33,992	32,292	36,031	34,367	38,071
重度訪問介護	人/月	1,945	1,734	2,162	1,936	2,292
	時間/月	275,194	239,307	305,947	245,055	324,306
行動援護	人/月	248	250	282	292	311
	時間/月	5,313	5,627	6,044	6,461	6,664
短期入所	人/月	947	937	1,027	1,044	1,108
	日/月	6,107	6,051	6,628	6,594	7,147

サービスの種類	単位	2015 (平成 27)		2016 (平成 28)		2017 (平成 29)
		計画	実績	計画	実績	計画
日中活動系サービス						
生活介護	人/月	6,140	5,985	6,340	6,186	6,540
	日/月	105,084	100,601	109,682	104,571	113,142
自立訓練 (機能訓練)	人/月	90	61	90	57	90
	日/月	1,255	841	1,255	851	1,255
自立訓練 (生活訓練)	人/月	348	231	355	302	362
	日/月	6,399	3,949	6,534	4,660	6,669
就労移行支援	人/月	668	824	743	1,008	829
	日/月	10,755	12,695	11,962	16,130	13,347
就労継続支援 A 型	人/月	871	1,330	921	1,763	971
	日/月	15,852	23,608	16,762	31,675	17,672
就労継続支援 B 型	人/月	3,557	3,516	3,797	3,862	4,037
	日/月	60,632	53,005	61,132	57,473	64,996
療養介護	人/月	16	322	16	319	16
居住系サービス						
共同生活援助	人/月	1,969	1,917	2,139	2,100	2,309
施設入所支援	人/月	1,405	1,344	1,391	1,348	1,361
指定相談支援						
計画相談支援	人/月	4,390	3,186	5,672	4,264	6,953
地域移行支援	人/月	65	17	65	14	65
地域定着支援	人/月	253	221	323	306	382

サービスの種類	単位	2015 (平成 27)		2016 (平成 28)		2017 (平成 29)
		計画	実績	計画	実績	計画
障がい児支援						
児童発達支援	人/月	1,385	1,328	1,577	1,748	1,769
	日/月	9,093	11,963	9,913	17,060	10,733
医療型児童発達支援	人/月	72	57	72	34	72
	日/月	764	550	764	326	764
放課後等デイサービス	人/月	2,527	2,773	2,973	3,419	3,417
	日/月	31,436	33,131	36,993	43,183	42,518
保育所等訪問支援	回/月	82	39	105	46	128
障がい児相談支援	人/月	780	528	1,069	661	1,397

(3) 地域生活支援事業の見込量と進捗状況

サービスの種類	単位	2015 (平成 27)		2016 (平成 28)		2017 (平成 29)
		計画	実績	計画	実績	計画
相談支援事業						
相談支援事業	箇所	25	25	25	25	25
住宅入居等支援事業	箇所	24	24	24	24	24
成年後見制度利用支援事業	箇所	24	24	24	24	24
	実利用者	54	45	56	29	58
成年後見制度法人後見支援事業	箇所	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	箇所	25	25	25	25	25
発達障がい者支援センター運営事業	箇所	1	1	1	1	1
	実利用者	1,080	1,013	1,060	946	1,040

サービスの種類	単位	2015 (平成 27)		2016 (平成 28)		2017 (平成 29)
		計画	実績	計画	実績	計画
障がい児等療育支援事業	箇所	10	10	10	12	10
日常生活用具給付事業	件数	63,401	61,778	64,986	61,245	66,571
移動支援事業	人/月	5,512	5,332	5,833	5,468	6,221
	時間/月	129,167	128,206	136,931	130,212	146,174
地域活動支援センター						
生活支援型	箇所	9	9	9	9	9
活動支援 A 型	箇所	46	44	46	41	46
活動支援 B 型	箇所	9	9	9	8	9
手話奉仕員養成事業	実受講者	920	722	1,000	778	1,080
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業						
手話通訳者・要約筆記者養成事業	実受講者	72	20	32	45	72
盲ろう者通訳・介助者養成事業	実受講者	18	15	18	8	18
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業						
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者	386	396	426	417	460
	延件数	2,918	3,006	3,181	3,258	3,431
盲ろう者通訳・介助者派遣事業	実利用者	34	41	35	44	36
	延件数	4,832	5,247	4,973	5,286	5,116
訪問入浴サービス事業	件/年	16,362	17,005	16,362	17,859	16,362
日中一時支援事業	人/月	207	137	207	121	207
	日/月	869	582	869	475	869

3 大阪市こども・子育て支援計画における事業計画（抜粋）

事業名	2018（平成30）年度		2019（平成31）年度		
	量の見込み	確保の内容	量の見込み	確保の内容	
【教育・保育（幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育）】					
1号認定（3～5歳、幼児期の学校教育のみ）	31,100人	39,626人	31,123人	39,627人	
2号認定（3～5歳、保育の必要性あり）	30,007人	34,948人	30,062人	34,948人	
3号認定（1～2歳、保育の必要性あり）	20,494人	21,557人	20,493人	21,557人	
3号認定（0歳、保育の必要性あり）	3,826人	5,183人	3,831人	5,183人	
【地域子ども・子育て支援事業】					
延長保育事業（時間外保育事業）	8,265人	8,558人	8,298人	8,734人	
児童いきいき放課後事業・留守家庭対策事業	低学年	24,613人	29,491人	24,709人	29,491人
	高学年	13,425人	13,813人	13,434人	13,813人
上記のうち 国の放課後児童健全育成事業補助対象量	低学年	3,316人	4,729人	3,325人	4,729人
	高学年	1,380人	2,320人	1,381人	2,320人
地域子育て支援拠点事業	67,464人日	124か所	67,492人日	129か所	
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	989,843人日	989,843人日	990,595人日	990,595人日	
一時預かり事業（幼稚園在園児対象以外）	95,395人日	97,759人日	95,424人日	95,424人日	
乳児家庭全戸訪問事業	19,782人		19,783人		
養育支援訪問事業	987人		987人		

※数値は、障がいの有無にかかわらず全てのこどもを対象としています。

4 大阪市障がい者支援計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）に係る意見募集の結果

(1) 募集期間

平成29年12月25日（月）から平成30年1月24日（水）

(2) 素案の公表方法

- ・ 大阪市ホームページに掲載
- ・ 福祉局障がい者施策部障がい福祉課、大阪市こころの健康センター、大阪市保健所、各区保健福祉センター、市民情報プラザ等で素案及び概要版を配布

(3) 受付方法

電子メール、ファックス、郵送等、持ち込み

(4) 受付通数	合計	11通
電子メール		9通
ファックス		0通
郵送等		2通
持ち込み		0通

(5) 項目別意見の件数	合計	39件
第1部 総論		1件
第2部 障がい者支援計画		
第1章 共に支えあって暮らすために		2件
第2章 地域での暮らしを支えるために		15件
第3章 地域生活への移行		0件
第4章 地域で学び・働くために		8件
第5章 住みよい環境づくりのために		0件
第6章 地域で安心して暮らすために		1件
第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画		4件
その他		8件

5 大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定の経過

<p>2017（平成 29）年 2 月 6 日</p>	<p>大阪市障がい者施策推進協議会 障がい者計画策定・推進部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 期障がい福祉計画の進捗状況について ・ 平成 28 年度大阪市障がい者等基礎調査の状況について ・ 次期大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について
<p>2017（平成 29）年 3 月 30 日</p>	<p>大阪市障がい者施策推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 期障がい福祉計画の進捗状況について ・ 平成 28 年度大阪市障がい者等基礎調査の報告について ・ 次期大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について
<p>2017（平成 29）年 5 月 2 日</p>	<p>第 1 回ワーキング会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体構成 ・ 第 1 部 総論
<p>2017（平成 29）年 5 月 26 日</p>	<p>第 2 回ワーキング会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 部 第 1 章 共に支えあって暮らすために ・ 第 2 部 第 4 章 地域で学び・働くために
<p>2017（平成 29）年 6 月 12 日</p>	<p>第 3 回ワーキング会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 部 第 5 章 住みよい環境づくりのために ・ 第 2 部 第 6 章 地域で安心して暮らすために
<p>2017（平成 29）年 7 月 25 日</p>	<p>第 4 回ワーキング会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 部 第 2 章 地域での暮らしを支えるために ・ 第 2 部 第 3 章 地域生活への移行
<p>2017（平成 29）年 8 月 8 日</p>	<p>第 5 回ワーキング会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

2017（平成 29）年 8 月 22 日	第 6 回ワーキング会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体とりまとめ
2017（平成 29）年 9 月 8 日	大阪市障がい者施策推進協議会 地域自立支援協議部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 次期大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（素案）について
2017（平成 29）年 9 月 11 日	大阪市障がい者施策推進協議会 発達障がい者支援部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 次期大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（素案）について
2017（平成 29）年 9 月 13 日	大阪市障がい者施策推進協議会 障がい者差別解消支援地域協議部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 次期大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（素案）について
2017（平成 29）年 9 月 25 日	大阪市障がい者施策推進協議会 障がい者計画策定・推進部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 期障がい福祉計画の進捗状況について ・ 次期大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（素案）について
2017（平成 29）年 10 月 10 日	大阪市障がい者施策推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 期障がい福祉計画の進捗状況について ・ 次期大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（素案）について
2018（平成 30）年 2 月 9 日	大阪市障がい者施策推進協議会 発達障がい者支援部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市障がい者支援計画・第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画（素案）に対するパブリック・コメントの結果について ・ 大阪市障がい者支援計画・第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画（案）について

<p>2018（平成30）年2月13日</p>	<p>大阪市障がい者施策推進協議会 障がい者計画策定・推進部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市障がい者支援計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）に対するパブリック・コメントの結果について ・ 大阪市障がい者支援計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（案）について
<p>2018（平成30）年3月16日</p>	<p>大阪市障がい者施策推進協議会 地域自立支援協議部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市障がい者支援計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）に対するパブリック・コメントの結果について ・ 大阪市障がい者支援計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（案）について
<p>2018（平成30）年3月23日</p>	<p>大阪市障がい者施策推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市障がい者支援計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）に対するパブリック・コメントの結果について ・ 大阪市障がい者支援計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（案）について
<p>2018（平成30）年3月28日</p>	<p>大阪市障がい者施策推進協議会 障がい者差別解消支援地域協議部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市障がい者支援計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）に対するパブリック・コメントの結果について ・ 大阪市障がい者支援計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（案）について

6 大阪市障がい者施策推進協議会

大阪市障がい者施策推進協議会 委員名簿

(敬称略、五十音順、平成29年度)

氏名	補職名	備考
相田 里紗	港第2育成園	
石田 晋司	四天王寺大学人文社会学部人間福祉学科准教授	
宇多 民夫	弁護士	
北野 誠一	NPO法人 おおさか地域生活支援ネットワーク理事長	
栄 セツコ	桃山学院大学社会学部教授	
里見 恵子 (田中 勝治)	大阪府立大学地域保健学域准教授 (西宮すなご医療福祉センター院長)	
手嶋 勇一	一般財団法人 大阪市身体障害者団体協議会会長	
西嶋 善親	社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会専務理事	
西滝 憲彦	大阪市聴言障害者協会会長	
松端 克文	桃山学院大学副学長	会長
三田 優子	大阪府立大学地域保健学域准教授	
宮川 松剛	一般社団法人 大阪府医師会理事	
山野 一美	一般社団法人 大阪市視覚障害者福祉協会会長	
山本 深雪	大阪精神障害者連絡会代表	

※ () は委員交代を表しています。

(計14名)

大阪市障がい者施策推進協議会
障がい者計画策定・推進部会 委員名簿

(敬称略、五十音順、平成 29 年度)

氏名	補職名	備考
芦田 邦子	地域生活支援センター すいすい	
市原 聡 (大東 美穂)	一般社団法人 大阪府歯科医師会副会長 (同法人 理事)	
井上 泰司	障害者(児)を守る全大阪連絡協議会代表幹事	
岩崎 富巳子 (竹尾 稔)	日本労働組合総連合会大阪府連合会 政策・男女平等・教育グループ部長 (同法人 政策・政治・広報グループ部長)	
木村 瑛子	公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会	
亀甲 孝一	一般社団法人 大阪市視覚障害者福祉協会副会長	
京谷 京子	公益社団法人 大阪精神科診療所協会理事	
黒田 清 (山梨 徳治)	一般社団法人 大阪市肢体障害者協会監事 (同法人 理事)	
小泉 いと子	社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会理事長	
酒井 京子	大阪市職業リハビリテーションセンター所長	
三田 康平	大阪府重症心身障害児・者を支える会事務局長	
丹波 一夫 (田澤 英子)	特定非営利活動法人 大阪難病連理事長 (同法人 副理事長)	
たにぐち まゆ	大阪精神障害者連絡会事務局長代行	
廣田 しづえ	大阪市聴言障害者協会副会長	
福田 啓子	一般社団法人 大阪自閉スペクトラム症協会理事	
溝上 久美子	大阪LD親の会「おたふく会」副代表	
三田 優子	大阪府立大学地域保健学域准教授	部会長 協議会委員
宮川 松剛	一般社団法人 大阪府医師会理事	協議会委員
山内 泰典	大阪市障害児・者施設連絡協議会事業担当役員	
輪違 清裕 (浅井 俊之)	社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会事務局長 (同上)	

※ () は委員交代を表しています。

(計 20 名)

大阪市障がい者施策推進協議会
地域自立支援協議部会 委員名簿

(敬称略、五十音順、平成 29 年度)

氏名	補職名	備考
石田 晋司	四天王寺大学人文社会学部准教授	部会長 協議会委員
井上 芳子	大阪市発達障がい者支援センターエルムおおさか所長	
岡 幸一	社会福祉法人 精神障害者社会復帰促進協会法人統括部長	
加藤 啓一郎	大阪市障害児・者施設連絡協議会役員	
北野 誠一	NPO法人 おおさか地域生活支援ネットワーク理事長	協議会委員
京谷 京子	公益社団法人 大阪精神科診療所協会理事	
酒井 京子	大阪市職業リハビリテーションセンター所長	
酒井 大介	かしま障害者センター館長	
潮谷 光人	東大阪大学こども学部こども学科准教授	
慎 英弘	大阪市障がい者基幹相談支援センター所長	
鳥屋 利治	特定非営利活動法人あるる	
船戸 正久	大阪発達総合療育センター副センター長兼フェニックス園長	
古田 朋也	障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議議長	
宮川 松剛	一般社団法人 大阪府医師会理事	協議会委員
山田 真紀子	大阪府地域生活定着支援センター所長	

※ () は委員交代を表しています。

(計 15 名)

大阪市障がい者施策推進協議会
 発達障がい者支援部会 委員名簿

(敬称略、五十音順、平成 29 年度)

氏名	補職名	備考
荒木 晋之介	大阪弁護士会障害者刑事弁護部会部会長	
井上 芳子	大阪市発達障がい者支援センターエルムおおさか所長	
岩崎 隆彦	大阪市障害児・者施設連絡協議会<姫島こども園園長>	
里見 恵子	大阪府立大学地域保健学域准教授	部会長 協議会委員
田中 勝治	西宮すなご医療福祉センター院長	(部会長) (協議会委員)
田中 政宏	大阪市こころの健康センター所長	
福田 啓子	一般社団法人 大阪自閉スペクトラム症協会理事	
前野 哲哉	大阪市障がい者就業・生活支援センター所長	
溝上 久美子	大阪LD親の会「おたふく会」副代表	

※ () は委員交代を表しています。

(計9名)

大阪市障がい者施策推進協議会
障がい者差別解消支援地域協議部会 委員名簿

(敬称略、五十音順、平成29年度)

氏名	補職名	備考
伊関 玉恵	大阪市成年後見支援センター所長	
井上 芳子	大阪市発達障がい者支援センターエルムおおさか所長	
上野 正暢 (田沼 直之)	株式会社ロイヤルホテル リーガロイヤルホテル(大阪) 副総支配人(兼)オペレーション統括部長 (同上)	
北野 誠一	NPO法人 おおさか地域生活支援ネットワーク理事長	部会長 協議会委員
小泉 いと子	社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会理事長	
慎 英弘	大阪市障がい者基幹相談支援センター所長	
辻川 圭乃	弁護士	
手嶋 勇一	一般財団法人 大阪市身体障害者団体協議会会長	協議会委員
福島 豪	関西大学法学部准教授	
藤野 正司	社会福祉法人水仙福祉会 此花区障がい者相談支援センター風の輪 所長	
古田 朋也	社会福祉法人 あいえる協会代表	
道藤 圭一	がんこフードサービス株式会社 経営企画部次長	
宮川 松剛	一般社団法人 大阪府医師会理事	協議会委員
山田 和弘	大阪法務局人権擁護部第二課長	
山本 深雪	大阪精神障害者連絡会代表	協議会委員
渡壁 伊智郎 (渡邊 亨)	近鉄バス株式会社 取締役総務部長 (大阪シティバス株式会社 取締役運輸部長)	

※ () は委員交代を表しています。

(計16名)

昭和47年4月1日

条例第15号

大阪市障害者施策推進協議会条例

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第1項の合議制の機関として、本市に大阪市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第5条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会又は次条第1項の部会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第6条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会の運営)

第9条 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「部会」と、第7条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(施行の細目)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則 (昭和47年10月2日施行、告示第565号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則 (平成6年4月1日条例第3号、平成6年6月1日施行、告示第476号)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。
- 2 この条例の施行の日の前日において大阪市心身障害者対策協議会の委員である者の任期は、この条例による改正前の大阪市心身障害者対策協議会条例第3条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則 (平成16年10月1日条例第51号、第2条の規定、平成17年4月18日施行、告示第383号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定の施行期日は、市長が定める。

附 則 (平成23年5月30日条例第37号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に委員である者については、この条例による改正後の大阪市障害者施策推進協議会条例第3条第1項に規定する委員の任期により委嘱され、又は任命されたものとみなす。

附 則 (平成24年7月30日条例第76号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置されている大阪市障害者施策推進協議会は、この条例による改正後の大阪市障害者施策推進協議会条例第1条に規定する大阪市障害者施策推進協議会とみなす。

7 用語の説明

あいサポート運動

様々な障がいの特性を理解し、障がいのある人に温かく接するとともに、障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていく運動。

ICT

Information and Communication Technology の略。コンピューターやインターネットなどの情報通信技術のこと。

アセスメント

障がい者本人や家族の主訴を聞きながら、希望する生活を実現するために本当に必要なものは何なのかを明らかにしていくプロセスのこと。

一次救急医療体制

休日・夜間に、外来診療で対応可能な精神疾患をもつ患者のための救急診療体制。

インクルーシブな社会

インクルーシブは「含んだ、いっさいを入れた、包括的な」の意味。インクルーシブな社会とは、障がいの有無にかかわらず、すべての人が分け隔てられることなく、ありのまま受け入れられる社会のこと。

インクルーシブ・エデュケーション

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に学ぶ教育のこと。この教育の推進にあたっては、一人ひとりの児童生徒が、それぞれのニーズに応じて適切な指導を受けられるようにする必要があると考えられている。

院内寛解・寛解

日本精神病院協会調査の在院患者分類基準。

院内寛解

- ① 院内の保護的環境においては、日常生活には問題はないが、一般社会においては不適応、症状増悪、再燃を起こし易いもの。
- ② 社会技能訓練等の包括的なりハビリテーション・プログラムにより、或る程度の自立性が期待できるもの。

寛解

- ① 寛解状態にあるが、家族の受け入れ困難や生活の場の確保が困難などの社会的要因により退院できないでいるもの。
- ② 最小限の服薬は続けているが、社会生活上の支障は認められず、自立して生活できると予測されるもの。

エンパワメント

個人が潜在的に持っている力を発揮し、社会環境に働きかけるなどして自らの進路選択や自己主張を行う自己肯定的で主体的な行為のこと。

矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院のこと。「障害者総合支援法」に基づく地域移行支援の対象となっている。

強度行動障がい

知的障がいのある人で、強いこだわりや、著しい多動、自傷など生活環境に対する不適応行動を示し、日常生活に困難が生じている状態のこと。本人の素質と人間関係のあり方など環境との関係においてもたらされた状態である。

ケアマネジメント

生活ニーズに基づいたケア計画にそって、様々なサービスを一体的・総合的に提供する支援方法。利用者の意向を尊重し、地域生活を支援することに重点をおいている。

高次脳機能障がい

交通事故等による外傷性脳損傷、脳血管障がい等により、その後遺症等として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等を指し、一見してその症状を障がいに由来するものと認識されないこともあるなど、十分な理解が得られずに適切な対応がされないことも多かったため、国は、モデル事業により標準的な診断基準や訓練プログラム等を作成するとともに、支援ネットワークづくりなどを行った。2006（平成18）年10月からは、大阪府などに高次脳機能障がい支援拠点機関を置くとともに、療育手帳や身体障がい者手帳の対象にはならなくても、障害者総合支援法による障がい福祉サービスの支給決定が受けられるようになっている。

交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の略称。公共交通機関の旅客施設・車両等のバリアフリー化を促進すること及び旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、移動の円滑化を重点的かつ一体的に推進することを内容としている。なお、2006（平成18）年12月に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」と統合し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行された。

合理的配慮の提供

障がいのある人から、「社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としている。」との意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

小児慢性特定疾病

児童又は児童以外の満20歳に満たない者が当該疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める疾病。

ジョブコーチ

障がいのある人の企業実習に付き添って、職場環境を調整しながら、仕事の手順や通勤な

などを指導する援助者のこと。

精神科救急医療体制

休日・夜間において緊急な精神科医療を提供する診療体制。

精神科身体合併症

精神疾患に加えて、内科・外科等の治療を必要とする疾患を有する状態のこと。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分なひとに対し、法的に権限が与えられた後見人等が、本人の意思を確認しながら、生活状況や身体状況等も考慮し、福祉サービスの利用契約や適切な財産管理等を行うことで、その人の生活を支援する制度のこと。

セルフ・アドボカシー

アドボカシーとは障がいのある人などの権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。セルフ・アドボカシーとは障がいのある人本人が自らの権利やニーズを表明すること。

特別支援学校

障がいの重複が進む中、これまでの盲・ろう・養護学校から複数の障がいに対応した教育が行えるようにした学校制度。学校教育法の改正により、2007（平成19）年4月から実施されたが、これまでのように特定の障がいに対応した学校を設けることも可能であり、具体的にいかなる障がいに対応した学校にするかについては、学校設置者が判断することになる。

特別支援教育

障がいのある幼児及び児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児及び児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために行う教育的な指導及び支援。教育的支援の対象としてきた障がい種別に加え、新たにLD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、高機能自閉症等が加えられた。

ノーマライゼーション

障がいのある人が住み慣れた地域で障がいのない人と同じように生活し活動できる社会を当たり前（ノーマル）の社会とする理念。

ピアカウンセリング

自立生活などの体験を有し、カウンセリング技術を身につけた障がいのある人が自らの体験に基づいて、同じ仲間（ピア）である他の障がいのある人の相談に応じ、問題の解決能力を身につけるよう援助する活動のこと。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成されたマークのこと。

ライフステージ

人の一生における乳幼児期、学齢期、成人期などのそれぞれの段階のこと。

リハビリテーション

障がいのある人の全人的復権をめざす理念であり、それを実現する医学、職業、教育、社会リハビリテーションといった専門的な解決方法をいう。それぞれが個別に機能するのではなく、人の「暮らし」を見据えた総合的なリハビリテーションの推進が重要。

障がいのある人のための各種マーク



障がい者のための国際シンボルマーク

障がいのある方にとって、利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを表す、世界共通のマークです。

※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。

(関連機関) 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会



盲人のための国際シンボルマーク

視覚障がい者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられている世界共通のマークです。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。

(関連機関) 社会福祉法人 日本盲人福祉委員会



耳マーク

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障がいのある方は外見からは分からないため、聴覚障がいへの理解やコミュニケーションの方法への配慮を求めているものです。

(関連機関) 社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会



ほじょ犬マーク

身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。「身体障害者補助犬法」により、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障がい者補助犬が同伴できることとなっています。

(関連機関) 厚生労働省 社会・援護局 自立支援振興室



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。

オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

(関連機関) 公益社団法人 日本オストミー協会



ハート・プラスマーク

身体内部に障がいがある方を示す、国内で使用されているマークです。

内部障がい（心臓・呼吸機能・じん臓・膀胱・直腸・小腸・免疫機能）のある方は外見からは分かりにくいいため、内部障がいへの理解と配慮を求めているものです。

(関連機関) 特定非営利法人 ハート・プラスの会



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、作成されました。

(関連機関) 東京都 福祉保健局 障害者施策推進部



子ども車いすマーク（小児用介助型車いすマーク）

病気や障がいのある子どもが利用する「子ども車いす」は、外観ではベビーカーと判別しにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせ、援助が得やすくなることを目的としたマークです。

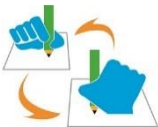
(関連機関) 一般社団法人 mina family



身体障がい者標識（左）・聴覚障がい者標識（右）

肢体不自由・聴覚障がいであることを理由に運転免許に条件を付されている方が車に表示するマークです。このマークをつけた車に幅寄せ等を行った場合には、道路交通法違反になります。

(関連機関) 大阪府警察本部、警察署交通課



手話マーク（左）・筆談マーク（右）

音声に代わる視覚的な手段でのコミュニケーション方法である、「手話」や「筆談」で対応してほしい、または対応できるということを表すマークです。

(関連機関) 一般財団法人 全日本ろうあ連盟

障がいのある人のためのマーク

ご存知ですか？



(裏面に解説があります)

(発行)

大阪市福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 電話 06-6208-8071

大阪市こころの健康センター

〒534-0027 大阪市都島区中野町 5-15-21 都島センタービル 3階 電話 06-6922-8520

大阪市保健所 管理課

〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町 1-2-7-1000 あべのメディックスビル 10階・11階 電話 06-6647-0923